

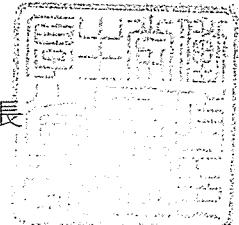


医政発第1016012号

平成20年10月16日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長



医師事務作業補助者設置支援事業の実施について

標記については、別紙「医師事務作業補助者設置支援事業実施要綱」を定め、平成20年10月16日より適用することとしたので通知する。

事業の円滑かつ効果的な実施について、遺憾のないよう御配慮をお願いする。

医師事務作業補助者設置支援事業実施要綱

1 目的

近年、医師確保については、全国各地において深刻な問題となってきており、特に勤務医の過重労働が医師不足の原因として挙げられている。

医師確保の方策として、医師の業務負担を軽減し、本来の診療業務に専念させるための事務作業を担う医師事務作業補助者を設置し、書類記載、オーダリングシステムへの入力など役割分担を推進し、医師事務作業補助者の積極的な活用を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村及び厚生労働大臣が認める者とする。

3 事業内容

医療機関において、医師の行う事務作業に必要な専門的知識を身につけるための専門研修への参加を支援し、医師事務作業補助者の設置・充実を図る。

4 国の補助

国は、予算の範囲内で、医師事務作業補助者設置支援事業に要する経費について別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。